

報道関係者 各位

令和5年3月17日（金）

【照会先】

山口労働局総務部総務課

課長 矢野 裕介

総務企画官 横川 将治

電話（083）995－0360

非違行為者に対する懲戒処分について

山口労働局（局長 名田 裕）は、徳山労働基準監督署職員について、以下の非違行為を理由に、当該職員に対し、国家公務員法に基づく懲戒処分を行いました。

1 概要

被処分者は、令和4年4月から8月末までの間に、用務先に赴く際、勤務官署から用務先までのルートから逸脱し、公務とは関係のない場所を官用車で訪問していたもの。

また、官用車の使用距離について、管理者に虚偽の報告を行ったもの。

2 処分年月日

令和5年3月17日

3 被処分者の所属及び処分量定

所 属：徳山労働基準監督署

処分量定：減給1月（俸給月額の10分の1）

4 再発防止策

令和4年10月25日（火）、山口労働局幹部、管内労働基準監督署長及び公共職業安定所長を招集した署所長会議の場で、総務部長が本件概要を説明し、綱紀の粛正・保持の徹底を指示した。また、11月25日（金）から12月5日（月）にかけて実施した総務部長による署所に対する業務執行状況の監察の際にも、改めて本件概要を署所長に説明するとともに、所属職員における官用車の適正使用、法令遵守の周知及び徹底を図ることを指示した。

今後も局部課室長、署所長が出席する会議等において、綱紀の保持、法令遵守の徹底を継続的に指示し、その徹底を図る。